

1. 食品の放射性物質に関する安全確保全般に関する

Q&A

QA1 食べものの安全はどのように確保されているのですか。

国では食品中の放射性物質の基準値を設定し、検査を行い、基準値を超えている場合には、出荷を止める等の対策をとっています。こうした対策により、流通している食品を、安全に食べていただくことができます。

平成24年4月から、食品中の放射性物質について、生涯にわたり食べ続けたときに、食品から受ける放射性物質の影響が、十分小さく安全なレベルになるよう、国では基準値を定めました。

放射性セシウムの新基準値 (平成24年4月から)

食品群	基準値(1kgあたり)
飲料水	10ベクレル
乳児用食品	50ベクレル
牛乳	
一般食品	100ベクレル

※放射性ストロンチウム、プルトニウム等の影響も考慮に入れて、基準値を設定

！ 自分で栽培・採取した食べ物について

東京電力福島第一原発の周辺の地域では、ご自分で栽培・採取したものに、比較的多くの放射性物質が含まれている可能性があります。出荷制限の品目・地域などを参考にして、こうした品目のものを頻繁に食べることは避けましょう。

検査を実施

結果を公表

もし、基準値を超えたら

その食品をロットごとに廃棄

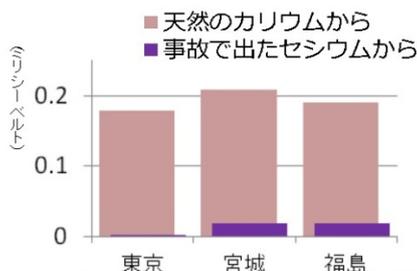
地域的な広がりがあったら

地域・品目ごとに出荷をストップ
(原災法に基づく出荷制限)

著しく高い値だったら

自家栽培などを食べるのもストップ
(原災法に基づく摂取制限)

食品に含まれる放射性物質から受ける線量(1年分)



平成23年秋に各地で購入した食品を検査し、その食品を1年間食べたときに受ける放射線の線量を推計したところ、**原発事故のために食品から受ける線量はごくわずかで、同じ食品にもともと含まれる天然の放射性物質よりもはるかに少ない量でした。**

基準値を超える食品が流通しないよう、国の定めたガイドラインに基づいて、地方自治体が検査を行っています。

基準値を超える食品が、地域的な広がりをもって見つかった場合には、国（原子力災害対策本部）の指示により、地域や品目ごとに出荷制限を行い、流通をストップします。

また、生産現場では、安全な農林水産物を安定的に供給するため、米の作付制限区域の設定、家畜の飼養管理の徹底、吸収抑制対策等を進めています。

参考：厚生労働省「食品中の放射性物質への対応」

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html

出典：復興庁「避難住民説明会等によく出る放射線リスクに関する質問・回答集」より作成

出典の公開日：平成 24 年 12 月 25 日

本資料への収録日：平成 25 年 1 月 16 日